

維持管理負担金の在り方の検討について

資料4

現状と課題

- 維持管理負担金の単価は次のとおり算定しています。
(維持管理費 + 資本費±累積収支差額(過去の黒字又は赤字)) / 処理水量
- 法の規定から受益を限度に市町に負担させるため、物理的に区分される流域ごとに単価を算定しており、スケールメリットの差で流域間の格差が生じています。
- 八潮市道路陥没事故の復旧には300億円規模、抜本的対策に数百億円規模の支出が見込まれ、大規模な事故災害が発生した場合や多額の老朽化対策の支出を単独の流域で賄うことができるのか懸念されます。日本最大の流域下水道として、広域的な事業経営の基盤強化が必要です。
- 下水道事業は、脱炭素施策などの新たな責務への貢献も求められています。
- 下水道だけではなく浄化槽など生活排水処理施設を含めた社会インフラ全体の在り方と整合性を取る必要があります。

維持管理負担金の在り方(案)

住民サービスに直結する「維持管理費」は県全体で算定、流域ごとに整備した施設等の「資本費」及び「累積収支差額」は各流域で管理して算定することを検討

1 広域的経営の基盤強化

大規模事故等の復旧に係る支出及び将来の都市基盤を支えるための老朽化対策の費用を対象流域だけで負担することは困難であり、流域下水道事業全体の経営が成り立たなくなることから、経営（維持管理）は県全体での算定を検討

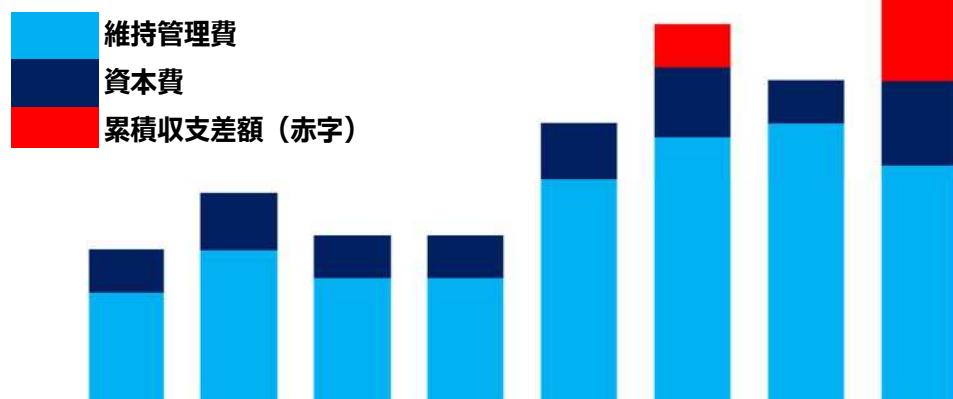
2 新たな責務への貢献

県全体が受益の対象となる脱炭素施策（二酸化炭素、汚泥の発生）に対応するための費用の在り方について検討

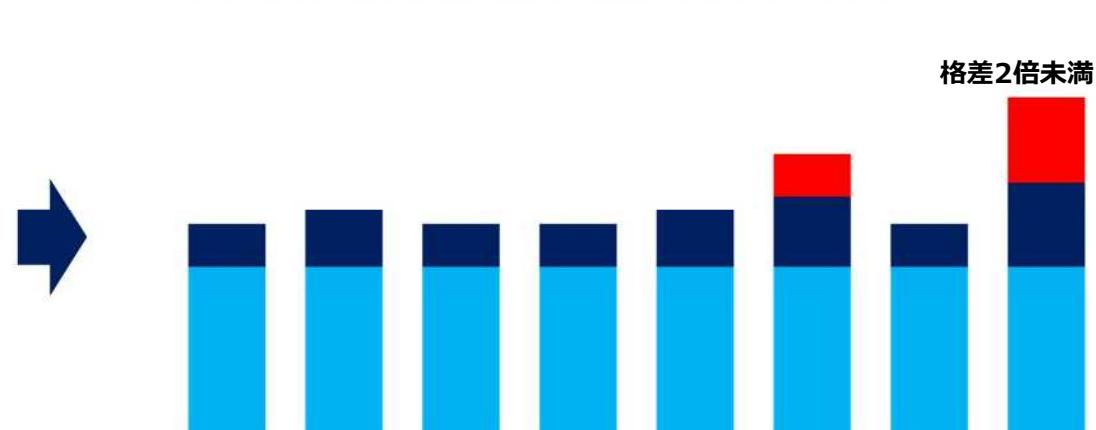
3 経営効率性の確保

維持管理を統一した場合でも、浄化槽等とのコスト比較等に基づく閾値（非効率な区域をどこまで受容するか）の検討も必要

【現行の維持管理負担金単価イメージ】 格差約2.7倍



【見直し後の維持管理負担金単価イメージ】



流域別処理原価の推移

(単位:円/m³(税込))

	荒川左岸南部	荒川左岸北部	荒川右岸	中川	古利根川	荒川上流	市野川	利根川右岸	加重平均
令和6年度	39.74	47.36	42.98	45.95	105.88	119.84	88.73	100.25	45.31
令和5年度	40.48	49.35	41.50	44.62	100.39	98.84	90.33	96.71	44.88
令和4年度	40.73	47.31	40.03	46.04	90.46	97.82	84.43	90.39	44.38
令和3年度	31.89	42.04	31.80	37.41	80.02	93.25	72.55	78.13	35.93
令和2年度	31.49	38.98	28.31	35.32	75.72	81.72	71.28	79.55	33.81

令和7年度負担金単価	37	46	38	43	82	99	87	99
------------	----	----	----	----	----	----	----	----

【令和7年4月1日現在】流域別維持管理負担金単価の状況

資料4

1m³当たりの単価（税込）
() 内は令和5年度末の処理人口

